

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

○ 岡山県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則
（県例規集登載）

耕地課

【告示】

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退

健康推進課

○ 道路の区域変更

道路整備課

○ 道路の供用開始

〃

【公告】

○ 県営土地改良事業換地計画の縦覧

耕地課

○ 公共測量の実施

監理課

○ 公共測量の終了

〃

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

建築指導課

○ 〃

〃

○ 〃

〃

【公安委員会】

○ 岡山県警察組織規則の一部を改正する規則

警務課

目次

担当課（室）

【正誤】

○ 特定施設の設置許可申請の正誤
（県例規集登載）

環境管理課

◎岡山県規則第五十一号

岡山県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則（昭和四十五年岡山県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

（令和四年度から令和十二年度までの特例）

7 令和四年度から令和十二年度までの各年度の予算に係る国の補助金、令和四年度から令和十二年度までの国庫債務負担行為に基づき令和十三年度以降の年度に支出すべきものとされる国の補助金及び令和四年度から令和十二年度までの歳出予算に係る国の補助金で令和十三年度以降の年度に繰り越されるものの交付を受けて施行するため池整備事業のうちため池整備工事等（知事が別に定めるものに限る。）についての別表第一の規定の適用については、同表ため池整備事業の項中「百分の四十。ただし、中山間地域に係るものにあつては四十五分の十五、農林水産大臣が定める大規模事業に係るものにあつては四十五分の二十」とあるのは「百分の三十二。ただし、中山間地域に係るものにあつては四十五分の十一、農林水産大臣が定める大規模事業に係るものにあつては四十五分の十六」とする。

別表第一一般農道整備事業の項中「百分の五十」を「百分の五十。ただし、農林水産大臣が定めるものにあつては、四十五分の二十」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の岡山県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の規定は、令和四年度分の分担金から適用する。

◎岡山県告示第四百四十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和四年十月二十一日

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

辞退年月日

岡山県知事 伊原木 隆 太

医療法人社団國司会 國司内科医院

井原市西江原町一七九七―一

令和四年七月三十一日

ウエルネス薬局

津山市田町三五―一

令和四年九月三十日

令和4年10月21日 岡山県公報 第12441号

◎岡山県告示第四百五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和四年十月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四八二号
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
苦田郡鏡野町上齋原字平作原一八七五番 七三地先から 苦田郡鏡野町上齋原字平作原一八七五番 二四〇地先まで	新	一三・二〇 二七・〇	一五〇・〇
苦田郡鏡野町上齋原字平作原一八七五番 七三地先から 苦田郡鏡野町上齋原字平作原一八七五番 二四〇地先まで	旧	七・二〇 二五・八	一五〇・〇

令和4年10月21日 岡山県公報 第12441号

◎岡山県告示第四百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和四年十月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
一般国道	四八二号	苫田郡鏡野町上齋原字平作原一八七五番七三 地先から 苫田郡鏡野町上齋原字平作原一八七五番二四 ○地先まで	令和四年十月二十一日

令和4年10月21日 岡山県公報 第12441号

〔五一四〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。
この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

令和四年十月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 地区名
赤磐地区 津崎工区
- 二 縦覧に供する書類
換地計画書
- 三 縦覧の期間
令和四年十月二十一日から同年十一月十一日まで
- 四 縦覧の場所
赤磐市役所

令和4年10月21日 岡山県公報 第12441号

〔五一五〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和四年十月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

井原市高屋町地内	測量区域
公共測量（二級基準点測量）	測量の種類
令和四年十月十七日から同年十二月二十七日まで	測量期間

令和4年10月21日 岡山県公報 第12441号

〔五一六〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和四年十月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

久米郡美咲町枋原から大坪和西地内	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和四年九月三十日	終了年月日

令和4年10月21日 岡山県公報 第12441号

〔五一七〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和四年十月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

久米郡美咲町行信 地内	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和四年八月三十一日	終了年月日

令和4年10月21日 岡山県公報 第12441号

〔五一八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年十月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市岩田字廻り山五五―三、五六―五、五六―七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市茶屋町五三四―三プロムナード三宅二〇五

松尾奈央子

三 許可年月日及び許可番号

令和四年七月十九日岡山県指令建指第一五四号

令和4年10月21日 岡山県公報 第12441号

〔五一九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年十月二十一日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字宮後九三―一〇、七六―二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市上富井五七二―五ベイパ―トレイル一〇二号室

竹内 聡

竹内 晴菜

三 許可年月日及び許可番号

令和四年九月九日岡山県指令建指第二二三号

令和4年10月21日 岡山県公報 第12441号

〔五二〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年十月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字宮後八九―一四

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市安江二〇七―一アメニティーガーデン一〇三号室

菅野 翔太

菅野 悠

三 許可年月日及び許可番号

令和四年九月九日岡山県指令建指第二二四号

◎岡山県公安委員会規則第九号

岡山県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十月二十一日

岡山県公安委員会

岡山県警察組織規則の一部を改正する規則

岡山県警察組織規則（昭和二十九年岡山県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条の二十五号中「警衛警備対策室」の下に「、G7倉敷労働雇用大臣会合警備対策室」を加える。

第四十条第三項中「前項第十号」を「第一項第十号」に改め、同項を同条第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 G7倉敷労働雇用大臣会合警備対策室においては、第一項第七号（警護に関するものに限る。）の事務をつかさどる。

附 則

この規則は、令和四年十一月一日から施行する。

令和4年10月21日 岡山県公報 第12441号

二			頁			
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">ほう素 (mg/L)</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">—</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">—</td> </tr> </table>			ほう素 (mg/L)	—	—	誤
ほう素 (mg/L)	—	—				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">ほう素 (mg/L)</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">—</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">0.01</td> </tr> </table>			ほう素 (mg/L)	—	0.01	正
ほう素 (mg/L)	—	0.01				

〔七〕令和四年九月三十日付け公布岡山県告示第四百十五号（特定施設の設置許可申請）に誤りがあった。